

橋本市病院事業管理規程第6号

橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和7年1月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規程の一部を改正する規程

橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規程（令和２年橋本市病院事業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<u>（会計年度任用職員の給料表及び等級別基準職務表）</u> <u>第３条 条例第３条の規定によるフルタイム会計年度任用職員の給料は、橋本市病院企業職員の給与に関する規程（平成１８年橋本市病院事業管理規程第２２号）第５条第１項に規定する給料表を準用し、会計年度任用職員給料表（別表第１）に掲げる職種の区分に応じて適用する。</u> <u>２ 条例第４条第１項に規定する等級別基準職務表は、別表第２のとおりとする。</u> <u>（会計年度任用職員等級別基準職務表の適用範囲）</u> <u>第４条 別表第２の（２）の部医療職給料表（２）の款２級の項基準となる職務の欄の規程で定める職務は、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士及び歯科衛生士とする。</u> <u>２ 別表第２の（２）の部医療職給料表（３）の款１級の項基準となる職務の欄の規程で定める職務は、ケアワーカー、介護福祉士、救急救命士、外来アシスタント及び眼科アシスタントとする。</u> <u>（フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級）</u> <u>第５条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の職務に応じて、別表第２に基づき決定するものとする。</u> <u>（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給）</u> <u>第６条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級に応じ、会計年度任用職員職種別基準表（別表第３）の号給の欄の範囲内で決定し、上限の欄に定められている号給を</u>	<u>（会計年度任用職員等級別基準職務表の適用範囲）</u> <u>第３条 条例別表第２（会計年度任用職員等級別基準職務表）の（２）の部医療職給料表（２）の款２級の項基準となる職務の欄の規程で定める職務は、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士及び歯科衛生士とし、同表の（２）の部医療職給料表（３）の款１級の項基準となる職務の欄の規程で定める職務は、ケアワーカー、介護福祉士、救急救命士、外来アシスタント及び眼科アシスタントとする。</u> <u>（フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級）</u> <u>第４条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の職務に応じて、条例別表第２に掲げる会計年度任用職員等級別基準職務表の定めるところにより決定するものとする。</u> <u>（フルタイム会計年度任用職員となった者の号給）</u> <u>第５条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級に応じ、職種別基準表（別表第１。以下「職種別基準表」という。）の号給の欄の範囲内で決定し、上限の欄に定めら</u>

別表第1(第3条関係) 会計年度任用職員給料表

職種の区分	適用する給料表	職務の級	適用する号給の範囲
(1) 一般行政職(他の職種の区分の適用を受けないものを含む。以下同じ。)	行政職給料表	1級	全ての号給
		2級	全ての号給
(2) 医療職	医療職給料表(1)	1級	全ての号給
	医療職給料表(2)	2級	全ての号給
	医療職給料表(3)	1級	全ての号給
		2級	全ての号給

別表第2(第3条-第5条関係) 会計年度任用職員等級別基準職務表

職種の区分	適用する給料表	職務の級	基準となる職務
(1) 一般行政職	行政職給料表	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務 相当の知識又は経験を必要とする職務
		2級	高度の知識又は経験を必要とする職務
(2) 医療職	医療職給料表(1)	1級	医師
	医療職給料表(2)	2級	薬剤師その他規程で定める職務
	医療職給料表(3)	1級	准看護師その他規程で定める職務
		2級	助産師、看護師

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。